

# 全国一般大阪

発行人 福島憲一

編集人 太田崇晴

No773号 2025年 12月号

全国一般大阪地方労働組合

大阪市浪速区桜川3丁目1-28-3F

TEL 06-6568-9537 / FAX 06-6568-9538

Email [info@nugw-osaka.net](mailto:info@nugw-osaka.net)



当組合に関する最新情報は、  
ホームページへアクセスください→

全国一般大阪は12月20日、第3回執行委員会を開催、  
2月1日に行われる全国一般大阪2026春闘討論集会・臨  
時大会に向けて2026春闘方針草案を提案し議論を深めた。  
全国一般評議会の2026春闘討論集会が12月14～15日  
5日の2日間にわたって開催され、討論集会では2026春  
闘方針草案が議論され、賃上げ要求20,500円以上を基  
本とする方針提案と組織・争議報告などもあって活発な討論  
がなされた。

ちなみに連合の2026春季生活闘争としては「賃上げ分  
と定期昇給分含めて5%以上、中小労組については6%以  
上」という要求を打ち出している。それを受けて全国一般評  
議会は「賃金引上げ要求として、定昇込みの賃上げ要求7%  
以上、20,500円以上」を要求基準としている。その要  
求水準を受けて、全国一般大阪としては同額にしたいと書記  
長が提案した。

その根拠(内訳)としては、次のとおりである。

|             |            |
|-------------|------------|
| ①賃金カープ維持分   | 4,500円(2%) |
| ②生活の維持・向上分  | 1,300円(5%) |
| ③格差是正・配分の歪み | 3,000円以上   |

その他の提案としては「2026春闘に向けた具体的な取  
り組み」「政策・制度要求実現に向けた取り組み」「諸課題  
への取り組み」などについて書記長が提案した。

その他にも雇用の安定・確保に向けた取り組み、労働法制  
の改悪に反対し権利を拡充する取り組み、長時間労働の是  
正・ワークライフバランスの取り組み、安心して働き続けら  
れる職場環境をめざす取り組み、定年延長・退職金改善の取  
り組み、ジェンダー平等社会を実現する取り組み、などにつ  
いての提案がされた。

今後は来月に開催される第4回執行委員会までに加筆や修  
正を施して、改めて提案及び協議をし、全国一般大阪の20  
26春闘方針案を固めていく。  
提案は2026年2月1日に開催される2026春闘討論  
集会・臨時大会に向けての全国一般大阪の草案であり、それ  
までの多くの仲間が参加する中で活発な議論を行い、2026  
春闘方針の確立をめざしていく。

## 2026春闘方針草案を協議! 第3回執行委員会を開催

### 全国一般評議会2026春闘討論集会

全国一般評議会2026春闘討論集会が12月14～15日の2日間にかけ  
て南部労政会館(東京都品川区)で開催、会場には約60名が参加をし  
ていた。大阪からは福島委員長、宇野副委員長、太田書記長、村山  
執行委員の4名が参加をした。

開会のあいさつを森口副議長が行い、座長は種井事務局次長が務  
めた。冒頭のあいさつで藤沼議長は「10月に高市政権が誕生したが  
政治の課題は山積している。2026春闘は昨年以上に厳しい闘いにな  
ると予測される。組合員が団結をして様々な課題に取り組んで行か  
なければならない」と激励した。続いて来賓あいさつとして、自治  
労本部の木村副委員長、公共民間労組評議会の平間副議長がそれ  
ぞれあいさつを行った。その後、後藤事務局長が「全国一般2026春闘  
方針草案」と「2026春闘調査報告」を提案した。全国一般評議会は、  
①低賃金からの脱却②将来不安の脱却③格差是正を基本スタンスと  
して前年同様、【定昇込みの賃上げ要求「20,500円以上・7%以  
上」を統一要求とする】と提案がなされた。

休憩後、各地方労組から質疑や報告があり執行部が答弁を行った。  
特別講演として「春闘の歴史と課題」というテーマで福島委員長が  
講演を行った。その中で連合春闘の賃上げ要求の経緯、中小労働者  
における春闘の今後の課題などに触れ、学習を深めた。その後、全  
体で懇親会を行い交流を深めた。

2日目は、特別報告として石川、岡山、大分地方労組から組織拡  
大や春闘の取り組み等を報告して、全体討議として質疑、報告など



特別講演をしている福島委員長

を行った。休憩後、集会のまとめを  
藤沼議長が行った。閉会あいさつを  
森口副議長が、団結ガンバロウを藤  
沼議長が行い、2日間に渡って行わ  
れた全国一般評議会2026春闘討論集  
会が終了した。

自治労大阪府本部 全国一般大阪地方労働組合

執行委員長 福島憲一



委員長  
の仲間の皆さん、新年明けましておめでとうございます。中小労働者の雇用と生活そして権利を守る闘いに日夜奮闘されていることに対し敬意を表します。

昨年は、トランプ大統領が復活し、大方の予想通り、全世界に關税戦争（米国内では相互關税の合意性が州裁判所では敗訴し連邦控訴裁で審議中）を仕掛けました。デイル（取引）として自国（米国）への投資を約束させ、米国第一を徹底しています。またカナダを51番目の米州に、グリーンランド（デンマーク領）やパナマ運河（パナマ領）を自国パレスチナへの連帶を示す大学（反ユダヤ主義とレッテルを張る）には助成金を取りやめると圧力を掛け、移民政策に対する抗議デモには州兵を派兵（当該州知事の意向無視）するなど異を唱える者はムチを振り、権力の本音をむき出しにしています。分断が進むアメリカですが、米国民の奮起に期待する以外にありません。権威主義国家が世界の半数を占めていると言われていますが、私たちは自由と人権そして民主主義を守る国々と連帶して労働者が安心して生活できる社会をめざす必要があります。また戦後80年の節目の年として首相談話に積極的であった石破首相（当時）ですが、党内の反発（戦後70年の安倍首相談話で総括済みとの主張）により断念せざるを得ず、内閣総理大臣所感という形になりました。戦後50年（1995年）の村山談話以降、60年、70年と歴代の首相が、村山首相（当時）の歴史認識を引き継ぎました。しかし石破前首相は“先の戦争を何故避けることができなかつたのか”として、“当時の大日本帝国憲法は、軍隊を指揮する権限である統帥権が独立していて、「文民統制」の原則が存在していなかつたことが最大の問題である”と從来より踏み込んだ所感を表明しました。戦後の日本の農業政策の基本であった減反から増反へと政策転換を図ろうとしました。しかし「石破おろし」の声が大きくなる中、昨年10月の自民党総裁選には不出馬を強いられ、志半ばでの続投断念と

なりました。でも珍しく首相続投の声がリベラルを中心に上がりました。

結果的に高市新総裁が選出されました。政治とカネ問題への取り組みに失望した公明党が20年以上も続いてきた自公政権から離脱し、高市政権成立に暗雲が広がりました。しかし政治不信の最大の原因である「企業・団体献金の見直し問題」を「衆院定数問題」にすり替えて、高市首相による自維連立政権が発足しました。

（福島社民党首は“女性であれば誰でもよいわけではない”と懸念）。（驚いたことに）失いかけていた保守強硬派の声や初の女性総理であることなどで高支持率でのスタートとなりました。その臨時国会において早速、高市首相の持論である「台湾有事は存立危機事態」や「非核三原則（持たず、作らず、持ち込ませず）遵守明言せず」と言つた認識を示し、従来の政権よりタカ派的発言を行つて、国内外で物議を起こしています。その首相と意を同じくする維新との連立により、今後平和憲法をないがしろにするような「改憲・緊急事態条項（過去にヒトラーが合憲的にこの条項を悪用して人権を停止した実例）」や「武器輸出三原則の空洞化」など軍国化の道を一部野党とも結託して進もうとしています。

更に政権が成立を目指している「スパイ防止法」は、一つ間違えばロシアのブーチン大統領が政敵を排除するためにフル活用している「外国の代理人」（外国のスペイ）のような恐怖政治の道具にされかねません。一度「外国の代理人」に指定されると有無を言わさず組織解体や逮捕・処罰されるというものです。警察権による冤罪事件が絶えない日本においても、いつの日か私あなたもスペイに仕立て上げられるかもしれません。労働組合は真っ先に標的にされかねません。労働組合は確かに危険視されるような組織と見なされていないかも知れませんが：（残念）。こういった動きを見ていると、自公政権時代に公明党が「下駄の雪」と揶揄されながらも、右傾化へのブレーキ役を果たしてきたというのもあながち否定できませんね。そう言えば、高市首相がトランプ大統領と初会談を行うときに、トランプ氏をノーベル平和賞に推薦したとの報道がありました（暴君とのお付き合いだと思いたいですが、世界に誇る日本国憲法を推薦するなら拍手喝采です）。

また、高市首相が米海軍横須賀基地を訪問し、米空母に乗艦してトランプ大統領と肩を組んで、相次ぐ米軍兵士による犯罪行為に対する政治の対応を見るとそのギャップは計り知れないほど大きい。日本人ファーストを言うのであれば、米軍基地に行くのではなく沖縄に行くべきではないのか。

昨年末、厚労省が自民会合で、“裁量労働制は上限規制（時間外労働）の適用除外である”という誤った説明を行つて、その報道がありました（その後陳謝、修正）。「働き方改革」を持ち込ませず）として上限規制が課されたもので適用除外ではありません。何故労働法制のプロである厚労省の役人がこのような失態を行つたのか。経団連は以前から労働規制の緩和（特に労働時間の上限規制撤廃）を政府に要請してきました。この間「無制限労働か放題」とのレッテルをこまかすために「ホワイトカラーエグゼンプション」と言つたり、「裁量労働制」、「高度プロフェッショナル制度」、最近は「デロゲーション（規制緩和）」や「働き方改革」から「働きたい改革」とあの手この手で、労働基準法の空洞化を図ろうとしています。

話は変わりますが、昨年10月に東京地裁で私たち労働組合にとって許しがたい判決が言い渡されました。産業別労働組合である全日本建設運輸連帶労働組合関西地区生コン支部（以下関生支部）の争議行為（ストライキ含む）が威力業務妨害や恐喝とされた事件です。国や府県が不当な捜査を行つたとして、組合側が損害賠償を求めた提訴（国、滋賀、和歌山、京都）を地裁が退けたというのでした。問われたのは組合活動の「正当性」でした。去る18～19年、関生支部で生コン出荷を阻むストライキなどが「犯罪」と見なされ、威力業務妨害や脅迫の容疑などでべ81人の組合員が逮捕されたが、後に「正当な組合活動だった」として15人に無罪判決（日本の刑事裁判では異例の高さ）が出ました。しかしこの事件後、1300人の組合員が脱退したといいます。

問題は、大津地裁での地検検事らの取り調べ（録音・録画）再生で、検事「組合は今後も続けるなら同じ目に遭うよ、家族にも心配かけ続けるのか」、副検事「こつちは警察と検察官は何人もいる、連帶（組合）をきちつと削つてくださいよ」という話もある、これからどんどん削つていきますよ」という問題発言が明かされました。これらの発言が労使間なら、間違なく不当労働行為と見なされる悪質なものです。国家権力なら無罪なのか、何を言つてもいいのか。国家権力は労働組合つぶしを行つても罪に問われないのか。この判決は国家権力にお墨付きを与えていたようなものです。公然と組合つぶしを行う国家権力に「スパイ防止法」などという武器を与えてはいけない。労働法学者の有志はこの検査に對し2019年に「戦後、つみあげられてきた組合活動の保障を意図的に無視するものだ」との声明を出しました。裁判は今後も続きますが、他人事ではありません。裁判は最後になりますが、中小労働者の雇用と生活・権利を守り、争議組合への物心両面にわたる支援そして自治労連下において公共サービス民間労組評議会（公民評）の仲間を含む全ての働く者と連帶して反戦・反核・護憲・平和・人権・民主主義を守る運動を進めるとともに、全国一般運動・合同労組運動の継承発展、そして2026春闘勝利をめざして団結してともに闘いましょう！



本年も何卒よろしくお願ひ申し上げます。  
全国一般大阪地方労組 書記局一同